

令和2年度 第3回 学長選考会議議事要録

- 1 日 時 令和3年1月21日（木）14時55分から15時50分
- 2 場 所 日亜会館 会議室
- 3 出席者
(委員) 植田委員, 梅田委員, 香川委員, 西宮委員, 結城委員, 米田委員,
橋爪委員, 苛原委員, 栗栖委員, 宮本委員, 佐野委員, 長宗委員
(陪席) 矢部監事, 立木監事

4 議 題

(1) 次期学長の任期について

総務部長から、議題1資料により、次期学長の任期について、案1（5年再任なし）及び案2（3年再任のときは2年）の内容について説明があり、協議を行った。

- ・3年の任期となった場合、学長のリーダーシップに伴う改革を実施するには期間が短く、大学改革の成果が発揮されないのではないかと懸念。
- ・本学では、学長の任期は4年、再任の場合は2年と定められており、仮に今回のような特殊な事情によって4年の任期を変更するとすれば、4年以下の3年とすべきであって、5年に延長することはないと考える。
- ・学長選考会議では、学長の業務執行状況等について、常にチェックを行っており、5年の任期でも問題ない。
- ・再任期間を含めて5年とする案の目的は、中期目標期間と連動させることであり、案2になると当初の目的から外れる場合がある。
- ・案2の場合で、仮に3年で学長が交代した場合、中期目標期間との連動はなくなるが、中期目標の内容は継承する義務があるため特に問題はない。
- ・案1となった場合は、学長の業績評価の方法等について、教職員の意向を把握する方法も含め、慎重に検討すべきである。

議長から、本会議は国立大学法人徳島大学学長選考会議規則第5条第2項により、議事は出席した委員の3分の2以上をもって決すると定められていることから、本議題は出席委員の挙手により採決したい旨提案があり、これを了承した。

採決の結果、案1が8名、案2が4名となり、出席した委員の3分の2以上の賛成があったことから、次期学長の任期は5年（再任なし）とした。

(2) 国立大学法人徳島大学規則等の一部改正について

総務部長から、議題2資料により、国立大学法人徳島大学規則及び国立大学法人徳島大学学長選考規則並びに国立大学法人徳島大学学長選考会議規則の一部改正について説明があり、審議の結果、国立大学法人徳島大学学長選考規則は、議題1の承認結果から案1とし、その他は原案のとおり承認した。

次回の学長選考会議は、令和3年3月9日（火）に開催することとした。

(以上)